

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成24年度 第2回武蔵村山市自立支援協議会
開 催 日 時	平成24年8月20日（月）午後2時00分 ～午後4時00分
開 催 場 所	市民総合センター3階 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：仲田委員、森本委員、岩瀬委員、見崎委員、押田委員、古川委員、笹本（悦）委員、高橋委員、市川委員、菅原委員、榎本委員、椎木委員、笹本（秋）委員、有賀委員、須永委員、鈴木委員、長田委員 欠席者：川崎委員、足立委員
議 題	議題1：プロジェクトチームの編成について 議題2：プロジェクトチームの運営方法について 議題3：その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について プロジェクトチームとして、障害者のくらしを考える部会と障害者の「はたらく」を考える部会を設置し、前者に10人の委員、後者に3人の委員が属することとなった。 議題2について 各プロジェクトチームにおいて、委員から提出されている課題のうち、優先度の高いものから検討する。9、10月にプロジェクトチームの部会を開催し、検討した結果を10月の定例会で発表する。 議題3について 次回の定例会の開催日時：平成24年10月15日（月） 午後2時 場所未定
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ● 会 長 ○ 委 員 ■ 事務局	・ 前回欠席した委員より挨拶 ・ 訪問系、日中活動系、居住系事業者部会合同会議及び障害当事者団体連絡会の開催報告 事務局より説明 ■ 資料1、訪問系、日中活動系、居住系事業者部会合同会議及び障害当事者団体連絡会の開催報告を御覧いただきたい。 訪問系、日中活動系、居住系事業者部会合同会議について、平成24年8月14日の午前10時から開催され、対象の事業所16法人のうち11法人が参加した。訪問系サービスの事業者部会は、合資会社いいとも武蔵、NPO法人あい、社会福祉法人武蔵村山正徳会、NPO法人地域福祉サービス協会、NPO法人くわの実が属する。日中活動系サービス事業者部会は、社会福祉法人鶴風会、社会福祉法人あすはの会、NPO法人えのき、NPO法人わらべ、医療法人社団円祐会、社会福祉法人あかつきコロニー、NPO法人たんぽぽ、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、NPO法人武蔵村山ひまわりが属する。居住系サービス事業者部会は、株式会社新東管理、社会福祉法人あすはの会、NPO法人武蔵村山ひまわり、有限会社トップランナー、医療法人社団円祐会が属する。また、事業者部会の運営について

は、医療法人社団円祐会が訪問系サービス事業者部会、NPO法人あいが日中活動系サービス事業者部会、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会が居住系サービス事業者部会の運営を支援することとなった。次回の事業者部会は9月に開催される予定である。

次に、障害当事者団体連絡会について、平成24年8月14日に開催され、対象の11団体のうち8団体が参加した。設立準備会は設置せず、参加するメンバーで協議を行う。連絡会の設立、発足まで障害福祉課が関与する。次回の連絡会は9月を予定している。

● 事務局から説明が終わったが、何か質疑又は御意見があれば伺いたい。

○ 事業者部会合同会議の開催通知が8月9日に届いたが、時期的に遅いのではないかと。

また、事業者部会について、3法人が運営を支援する根拠はどこにあるのか。

そして、相談支援事業者も事業者部会とは別に1つの部会を設けた方がよいのではないかと。

■ 事業者部会合同会議の開催通知が遅れた件について、大変申し訳なく思っており、今後このようなことがないようにする。

事業者部会について、3つの一般相談支援事業者の自立支援協議会に対する関わり方について、以前から定例会で意見を求めてきたが、特段の意見がなかったことと、相談支援事業者が社会資源の発見・開発の1つとして、サービス提供事業者と普段から関わりをもってほしいということから、事業者部会の運営を支援していただくこととした。

相談支援事業者の部会を設けるということだが、このことについては定例会の中で皆様に議論をしていただき、必要に応じて設けることも検討してはいかかか。

○ 4月から障害福祉サービスの支給決定のプロセスが改定され、サービス等利用計画書の提出が必要となった。今後も指定相談支援事業者が増える中で、部会は必要であると思うが、自立支援協議会の下で動くのかどうかというところも明確にしなければならない。

○ 相談支援事業者同士のつながりをもつということは必要であると考え。

○ サービス等利用計画書を作成するために、サービス提供事業者と関わり、情報を共有することは必要になる。

○ 相談支援事業者の部会は、自立支援協議会の下で動き、市に提言できる立場として協議するためのものであり、サービス等利用計画書を作成するために動くものではない。

● プロジェクトチームに近い立場として、自立支援協議会の下で動く相談支援事業者部会を置くという意見に対し、他に何か御意見があれば伺いたい。

- サービス等利用計画案をまだ数件も作成できていない現状で、相談支援事業者の部会を立ち上げることは難しく、実績がでてきてからでも時期は遅くないのではないか。
- この意見に賛成する。
- 相談支援事業者の部会を置くという意見に反対の方はいるか。
- （挙手する者はいない）
- いないようなので、時期についてだが、来年の4月頃という意見に反対の方はいるか。
- 反対である。現状サービス等利用計画案を提出しなければならない以上、早く相談支援事業者の部会を設置した方が、意見交換ができ、有効なのではないか。
- 制度の説明をする。平成24年4月以降は、障害福祉サービスの支給申請を受けてから支給決定までのプロセスの間に、サービス等利用計画案の提出が必要となった。サービス等利用計画案は、介護保険法でいうところのケアプランに相当する。利用者がどのサービスを、どのくらいの量で受けたら適当かという計画の作成を行う。平成24年度から26年度までの間に、障害福祉サービス対象者全てにサービス等利用計画案の提出を求めなければならない。
相談支援事業者は特定相談支援事業者と一般相談支援事業者がある。特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する事業者であり、一般相談支援事業者は地域相談支援サービスを提供する事業者である。現在武蔵村山市で指定している特定相談支援事業者は、NPO法人あい、社会福祉法人鶴風会、医療法人社団円祐会の3事業者である。
- 制度が始まったばかりの現状で、すぐに相談支援事業者の部会をつくることに賛成の方は挙手をお願いします。
- 介護保険制度での見方であるが、ケアプランを作成した事業者が、自らの事業所での介護保険サービスの提供を禁止するようなルールがある。障害者自立支援制度においても、独占を防ぐために相談支援事業者の部会を設けた方がよいのではないか。
- すぐにではなく、一年後に相談支援事業者の部会をつくるという意見の方はいるか。
- 一年後ではなく、平成25年4月頃に部会をつくるということではないか。
- 平成25年4月頃に相談支援事業者の部会をつくるということではないか。
- 賛成である。

■ 事務局から説明する。相談支援事業者には、特定相談支援事業者と一般相談支援事業者がある。特定相談支援事業者は、介護保険制度でいうケアプランに相当するサービス等利用計画案を作成することができ市が指定する。一般相談支援事業者は、地域移行支援と地域定着支援に関してサービス提供し、東京都が指定する。今後、市が積極的にはたらきかけをし、特定相談支援事業者を増やしていく予定である。

一般相談支援事業者は、社会福祉協議会、医療法人社団円祐会、NPO法人あいである。

先ほどの相談支援事業者とは、どちらを意味するのか、あるいは両方を意味するのかを確認していただきたい。

● 特定相談支援事業者と一般相談支援事業者の両方を含む部会をつくるという意見に賛成の方は挙手をお願いする。

○ 賛成である。

・議題1 プロジェクトチームの編成について

● それでは議題1、プロジェクトチームの編成についてである。詳細は事務局が説明する。

■ それでは、プロジェクトチームの編成について説明する。

まず、資料2の武蔵村山市自立支援協議会の組織を御覧いただきたい。プロジェクトチームとして、障害者のくらしを考える部会と、障害者の「はたらく」を考える部会をつくる。定例会の委員に、できる限りどちらかのプロジェクトチームのメンバーになっていただければと考えている。

● 前回の定例会で、何人かの委員はどちらの部会に属するか決めていただいたが、まだ決めていない方にも、是非本日決めていただきたい。

○ 定例会の委員全員が必ずしも部会に属さなくてもいいのではないのか。

● この意見に賛成の方はいるか。

○ 賛成である。

● 委員が確定したら、本日の定例会後に集まっていただき、それぞれのプロジェクトチームごとに日程等を決めていただきたい。

○ 障害当事者団体で提案された議題は定例会に上げられると思うが、プロジェクトチームは、障害当事者団体とは全く別のものとして考えられるのか。

● これからその議題について話し合う予定である。

■ 次の議題で説明するが、資料2をご覧いただきたい。将来的には自

立支援協議会の事務局に矢印が向いていて、事業者部会や個別支援会議、障害当事者団体から色々な事例が上がってくる。事務局を經由して定例会に上げ、プロジェクトチームで検討する。

まずは、定例会の今までの議論の中で課題が上がっているため、その課題から検討していく。定例会での課題が解決してから、事業者部会や個別支援会議、障害当事者団体から出た課題を検討する流れとなる。

- 今まで委員から提案された課題一覧については、資料4をご覧ください。この中でプロジェクトチームにおいて優先度の高い課題から検討していく。
- プロジェクトチームにおいて専門家をチームに入れたい場合、定例会で決定するのか、各プロジェクトチームで随時決定するのか。
- この意見に対して、事務局の方から説明をお願いします。
- プロジェクトチームに専門家を呼ぶ場合、随時プロジェクトチームの中で決定してもらうのが妥当である。
- プロジェクトチームに委員として参加することで報酬は生じるのか。専門家に対する報酬はどのように設定したらよいか。
- このことに関して、事務局から説明をお願いします。
- プロジェクトチームに参加することに関する報酬は想定していない。また、専門家に対しての報酬の予算措置は現在講じていない。そのため、専門家を呼ぶ場合、報酬の予算措置が必要になる。

定例会のメンバーがプロジェクトチームに参加する場合、自立支援協議会の委員として身分を有する。だが、定例会のメンバー以外の方がプロジェクトチームに参加する場合、現時点では個人情報保護の制約や災害補償がきかない。
- プロジェクトチームは現在の形式で今後も続いていくのか。
- 2つのプロジェクトチームは抱えている枠組が大きいので、今後細かく分けてプロジェクトチームを追加することは可能である。
- プロジェクトチームに参加する委員を決定する。「くらし」を考える部会は10人、はたらくを考える部会は3人ということによろしいか。他にご意見がなければ、この形で進めていく。

各プロジェクトチームで、それぞれ部会長を決めていただきたい。部会長を中心に、次回プロジェクトチームを開催する日程も決めていただきたい。

平成25年度の予算措置を行う都合上、今年の10月もしくは11月の定例会のときに提言をできるようにしなければならないと思うが、いつ頃までを目途にするか。
- 障害福祉課から財政部門に書類を提出するのが、10月末頃である。概算要求をし、年内に財政部門から予算の内示がある。内示に間

に合うことを考慮すると、遅くとも11月の中旬までには自立支援協
議会として提言をしなければならない。

- 9月、10月にプロジェクトチームを開き、11月の定例会で発表
できるのではないか。
- プロジェクトチームではどの程度のレベルの意見を提出しなければ
ならないのか。
- 事務局から説明をお願いする。
- プロジェクトチームの役割は、事業や施策の実現を具体的に検討す
ることにあり、その結果を定例会に上げる。そして、定例会での議論
が市に伝えられる。定例会の検討の結果が、事業の実施に繋がるよう
な、詳細かつ具体的なレベルの意見・提言が必要となる。
- かなりの内容の濃い議論が必要ということになる。
- 提言や内容がどの程度のレベルのものなのかということを検討しな
ければならない。
- 現状どのくらいのニーズや需要があるかを示すということと、その
裏付けをすることが必要になる。
- 議論によって、長期的に解決するものと短期的に考えるものとを区
別する必要があると思う。
- そのために最初に示された意見に優先順位をつけるという話がでた
のではないか。できる限り短期的に解決しなければならないと思われ
る事柄を優先的に議論するがよいのではないか。
- このことについて、他に意見はあるか。
- この意見に賛成である。
- 議論によって、長期的に検討するものと短期的に検討するものを区
別するという前提にする。また、前回の定例会で10月1日に
定例会を開催するという話であったが、よろしいか。
- 予算に影響する提言をすることを考慮すると、10月の第2週目く
らいに開催するのがよいのではないか。
- プロジェクトチームで議論する時間を考えると、定例会は10月の
中旬頃の方がよいのではないか。
- 日程は10月15日、時間は2時からでよろしいか。
- 賛成である。
- 話は前後してしまうが、資料3の「プロジェクトチーム（部会）に

